

▶ 「未利用口座管理手数料」の新設に伴う規定の改定について

2020年9月1日

お客さま各位

「未利用口座管理手数料」の新設に伴う規定の改定について

2020年10月1日付「未利用口座管理手数料」の新設に伴い、下記のとおり各規定を改定します。

記

1. 対象規定

- ・普通預金規定
- ・普通預金（リーフ口）規定

2. 改定内容

次の条項を追加します。

（注）未利用口座管理手数料に関する条項は、2020年10月1日以降に開設された口座が対象となります。

【未利用口座管理手数料】

- （1）当行が定める一定期間、利息決算以外の預入または本条で定める未利用口座管理手数料以外の払戻がない口座（ただし、2020年10月1日以降に開設された口座に限ります。）（以下、「未利用口座」といいます。）については、当行が定める未利用口座管理手数料をいただきます。
- （2）未利用口座管理手数料は、未利用口座から払戻請求書によらず当行所定の方法により引落しできるものとします。
- （3）預金残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、預金残高全額を未利用口座管理手数料の一部に充当のうえ、未利用口座を解約することができるものとします。解約にあたっては、預金者への個別の通知を行わないことがあります。
- （4）当行は、一旦お支払いいただいた未利用口座管理手数料については返還しないものとします。

3. 改定日

2020年10月1日（木）

以上